

三重県自然環境保全条例に基づく開発行為届出

ご存知ですか？

1ヘクタールを超える自然地^{※1}が含まれる 開発行為^{※2}には、知事への届出が必要です。

三重県自然環境保全条例(平成15年三重県条例第2号)第34条の規定に基づく開発行為の届出制度は、1ヘクタールを超える規模の自然地が含まれた開発行為をしようとする事業者に対して、希少野生動植物の保護や地域特性に配慮した緑化を求めることにより、自然環境損壊の抑制を図っていくことを目的としています。

開発行為の「届出制」を採用しているのは、開発行為を禁止するのではなく、事業者に対し自然環境の保全に対する自主的な配慮を求めるとともに、著しく支障を及

ぼす行為を未然に防止することを目的としているからです。事業者は、自然環境の保全に対する配慮の内容について、説明する責任があります。

知事は、希少野生動植物の種の保護、緑地の確保その他自然環境の保全のために必要があると認めるときは、届出をした者に対して、助言又は勧告をすることがあります。

なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、届出に代え通知していただくことになります。

※1自然地とは？

樹林地、農地、湿地、湖沼、その他(草地、岩場、河川、海岸など)を指し、自然地に該当するか否かは、現況で判断されます。

※2届出(通知)が必要な開発行為とは？

- ①宅地の造成(工業団地の造成も含まれます)
- ②ゴルフ場、運動場などの屋外運動施設用地の造成
- ③遊園地などの屋外娯楽施設用地の造成
- ④墓地用地の造成
- ⑤鉱物の掘採または土石の採取
- ⑥土地(農地用)の開墾
- ⑦水面の埋め立てまたは干拓 他

届出にあたって配慮していただきたい事項

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1:希少野生動植物種の保護 | 2:緑地の確保 |
| ①既存資料調査 | ①緑地基準に基づく緑地の確保 |
| ②専門家への聞き取り調査 | ②地域特性に配慮した樹種等の選定 |
| ③現地調査 | |
| ④保護対策の検討 | |

届出の流れ

事前相談

事前相談には次の書類が必要です。
◎位置図 ◎現況図 ◎計画図
◎現況の写真

書類審査

届出が必要になる要件に照らし合わせ、届け出の要否を判定します。

届出書作成

届出にあたっては、次の事項に留意する必要があります。

- ①希少野生動植物種の保護への配慮
- ②緑地の確保

届出書提出

上記項目について審査します。
※行為着手の30日以前に提出が必要。

開発行為着手

開発行為の変更
▼
変更届出書提出

開発行為の廃止
▼

廃止届出書提出

完了届出書提出

お問い合わせは
こちらまで。

一般財団法人 三重県環境保全事業団

環境コンサルティング部

〒510-0304 三重県津市河芸町上野3258番地
TEL:059-245-7509 FAX:059-245-7519



Mie Prefecture Environmental Conservation Agency

よくある質問

Q いつまでに届け出をする必要がありますか？

A 書類の不備等がなければ、届出書が担当部署に提出された時点で届出の手続きは完了しますが、同時に、届出をした日から30日間は行為に着手できません。また、必要に応じて届出があった日から30日の間に、知事が助言又は勧告をすることがあります。

Q 国や地方公共団体が行う開発行為についても届け出が必要？

A 国や地方公共団体が行う開発行為については、「届出」は不要ですが、「通知」が必要です。「通知」の場合、通知書・添付書類の提出等は、届出の場合と同様の書類が必要ですが、「助言」、「30日間の着手制限」等の規定は適用されません。

Q 宅地の目的で造成後、住宅が建設されず数年がたち、雑草が生い茂っているような土地は、自然地にあたりますか？

A このような土地は宅地用地を造成した段階で、自然状態に改変を加えており、また、除草等の通常の管理行為で、宅地としての機能を発揮できるため、草が生えていても自然地には該当しません。

Q 開発行為の行為地の一部に、自然地でない地域を含む場合、届出は必要？

A 自然地の面積が1ha以下であれば、届出の必要はありません。但し、自然地が1haを超える場合は、自然地以外にも含め行為地全体について届け出が必要になります。

Q 希少野生動植物種の把握はどのように行えばよいのですか？

A まず、文献資料及び聞き取り調査により把握し、希少野生動植物の情報がある場合は、現地調査を行います。特に三重県指定希少野生動植物種、又は国内希少野生動植物種の場合は希少野生動植物種に関する専門的知識を有する者が立ち会いのうえ、確認されやすい時期に調査を実施します。

Q 現地調査に必要な期間は？

A 通年調査は必要としませんが、三重県指定希少野生動植物種、又は国内希少野生動植物種の生息・生育の可能性がある場合は、当該種の確認が行いやすい時期に調査を実施します。動物であれば、活発に活動し、個体や痕跡に遭遇する可能性が高い時期、植物であれば、開花や結実により確認しやすい時期を指します。

Q 文献や聞き取り調査、現地調査の結果、希少野生動植物種が確認されなかった時、届出は必要？

A 届け出は、1haを超える規模の自然地を含む開発行為のすべてについて必要です。希少野生動植物が確認されなかった時は、届出書の「希少野生動植物の生息等の状況」や「保護計画」の欄が「特になし」となり、関連する図面等の添付が不要となりますが、他の書類は必要となります。

Q 現地調査で希少野生動植物が確認された場合、どのような措置をすればよいのですか？

A 行為地やその周辺で希少野生動植物が確認された場合は、その種への負荷をできる限り回避（確認位置を残存等）又は低減（移植等）することが必要です。



Mie Prefecture Environmental Conservation Agency

一般財団法人 三重県環境保全事業団

環境コンサルティング部 〒510-0304 三重県津市河芸町上野3258番地
TEL:059-245-7509 FAX:059-245-7519